

## NPO 法人こどもとむしの会むしむしサポーター規約

### (趣旨)

第1条 NPO 法人こどもとむしの会（以下、会といいます）は、佐用町昆虫館を活動拠点のひとつとし、広く市民に対して子どもと虫に関連する普及啓発事業を行うとともに、地域の自然環境とまちづくりに関連する調査研究を行い、人々の環境学習の促進、生物多様性の保全、地域の振興に寄与することを目的として、2008年に設立されました。2009年度より指定管理者として、佐用町昆虫館の管理運営をしているほか、各地で教育普及活動を展開しています。会の正会員でない方々に、これら会の活動を体験する機会を提供し、会員とともに活動いただくことを目的として、むしむしサポーターの制度を設けます。

### (登録)

第2条 趣旨に賛同する個人（高校生以上）は、正会員の紹介を経て、所定の登録申請書によって会へ申請することにより、むしむしサポーター（以下、サポーターといいます）として登録することができます。

高校生の場合は、事前に保護者の承諾を得た上で、申請することとします。

登録の完了は、会からのサポーター向け電子メールの送信をもって、通知するものとします。

### (登録料・年会費)

第3条 登録料及び年会費は、無料とします。

### (登録期間)

第4条 登録の有効期間は、とくに定めません。

### (登録の解除)

第5条 サポーターは、会へ申し出ることによって、いつでも登録を解除できます。

また、会は、つぎの場合、サポーターとしての登録を解除できるものとし、サポーターへの通知はとくに要しないこととします。

- (1) 会の事業年度内に活動記録のない場合
- (2) 利用者や他のサポーターとのトラブル、公序良俗に反する行為等、会の信用を失墜させる行為や会の運営に支障を来す行為があった場合

### (活動にあたっての条件)

第6条 サポーターとしての活動は、事前に会へ申し出て、その承認を受けたものに限ります。活動内容は、その活動における会の担当者の指示によるものとし、活動にあたって生じ

た事故やトラブルについて、会はいっさいその責任を負いません。

(活動費用の弁償)

第7条 会の規程に基づき、交通費を支給します。ただし、高校生・大学生の場合は、交通費に加え、旅行諸費及び謝金を支給します。

(保険加入)

第8条 サポーターは、活動にあたって、ボランティア保険（兵庫県ボランティア・市民活動災害共済）に加入するものとします。加入手続きは会が代行し、保険料（年間500円）は会が負担します。ただし、同等の保険に加入している場合は、この限りではありません。

(個人情報の取り扱い)

第9条 会は、登録期間中、必要最小限のサポーターの個人情報を保持及び使用し、登録の解除とともに破棄するものとします。

2 サポーターの肖像写真や氏名は、必要に応じ、会のホームページ等で使用できるものとします。

(規約の改廃)

第10条 この規約の改廃は、会の理事会において、行います。

附則

(施行期日)

この規約は、平成31年2月23日から施行します。

附則

(施行期日)

この規約は、令和3年（2021年）5月1日から施行します。